

農地中間管理事業支援システム用機器等賃貸借及び保守業務仕様書

この仕様書は、新潟市（以下「甲」という。）が導入予定の農地中間管理事業支援システム用機器等賃貸借及び保守業務（以下「機器等」という。）に関し、甲と受託者（以下「乙」という。）の契約について必要な事項を定めるものである。

1 名称

農地中間管理事業支援システム用機器等賃貸借及び保守業務

2 契約期間

令和8年3月1日 から 令和11年3月31日

3 契約形態及び支払について

- (1) 契約形態は、賃貸借物件の設置、保守業務を含む賃貸借契約とする。また、契約締結から契約期間の開始までは、機器の設置や動作テスト等を含めた準備期間とし、賃貸借料の支払いについては、令和8年3月1日から令和11年3月31日までの37カ月間とする。
- (2) 賃貸借料の支払いは各年度とも月払いとする。ただし、令和7年度は令和8年3月の1カ月分とする。
- (3) 令和8年度以降の歳出予算の削減・減額があった場合は、契約変更又は解除する可能性がある。

4 賃貸借する機器及びソフトウェアライセンス等

(1) 賃貸借機器

ア	ノート型パソコン	7台
イ	A4モノクロレーザープリンタ	7台
ウ	無線アクセスポイント	7台
エ	認証アプライアンス	7台
オ	PoEハブ	7台
カ	上記機器の設置に係るケーブル類等	一式

※機器の性能及び登録するソフトウェア等の詳細仕様については、「7 機器等の仕様」のとおりとする。

(2) ソフトウェアライセンス等

ア	Microsoft Office LTSC Standard 2024	7ライセンス
イ	ウイルス対策ソフト(ビジネス版)	7ライセンス
ウ	その他、「7 機器等の仕様」に記載のソフトウェアのうち、ライセンスの購入が必要な場合に係る経費については契約総額に含めるものとする。	

(3) 機器の設置場所

本機器等の設置場所は、以下のとおりとする。

市町村	住所	パソコン	プリンタ	無線 AP
農業委員会事務局 北区事務所	新潟市北区東栄町1丁目 1番14号(北区役所2階)	1(台)	1(台)	1(台)
農業委員会事務局 中央事務所	新潟市江南区泉町3丁目 4番5号(江南区役所3階)	1	1	1
農業委員会事務局 秋葉区事務所	新潟市秋葉区程島2009番地 (秋葉区役所2階)	1	1	1
農業委員会事務局 南区事務所	新潟市南区白根1235番地 (南区役所分庁舎)	1	1	1
農業委員会事務局 西区事務所	新潟市西区寺尾東3丁目14 番41号(西区役所3階)	1	1	1
農業委員会事務局 西蒲区事務所	新潟市西蒲区西中860番地 (西蒲区役所岩室出張所)	1	1	1
農林政策課	新潟市中央区古町通7番町 1010番地(古町ルフル6階)	1	1	1

(4) 機器の設置及び設定作業

「4 (1) 貸貸借機器」について、以下に示す内容に基づいて作業を実施し、必要なソフトウェアの導入、ネットワーク設定および初期設定を行い、契約開始時点で円滑に業務利用が可能な状態とすること。なお、別紙1(接続図)のL3スイッチからインターネットへの接続は甲が行うものとする。

※ 無線アクセスポイントが使用できない場合に伴う配線および工事費用は、本仕様書には含まれておりません。

ア ノート型パソコン

- (ア) 「7 機器等の仕様」に記載のソフトウェアを利用できるようにすること。
- (イ) プリンタドライバをインストールすること。
- (ウ) 当該機器がネットワークに正常に接続されるよう、IPアドレスの設定を含む、適切なネットワーク設定を行うこと。

イ A4モノクロレーザープリンタ

- (ア) 業務に支障なく使用できるよう、適切な初期設定を行うこと。
- (イ) 当該機器がネットワークに正常に接続されるよう、IPアドレスの設定を含む、適切なネットワーク設定を行うこと。

ウ 無線アクセスポイント

- (ア) 当該機器が正常に使用できるよう初期設定および適切な配置、配線作業を実施すること。
- (イ) ノート型パソコンおよびA4モノクロレーザープリンタが正常にネットワーク接続できるよう、適切な設定を行うこと。

エ 認証アプライアンス

- (ア) 当該機器が正常に使用できるよう初期設定および適切な配置、配線作業を実施すること。
- (イ) ノート型パソコンおよびA4モノクロレーザープリンタが正常にネットワーク接続できるよう、適切な設定を行うこと。

オ PoEハブ

- (ア) 無線アクセスポイントに給電できるよう、適切に配線作業を行うこと。

カ 設置に係るケーブル類等

- (ア) 機器の設置に必要なLANケーブル等の仕様、色、配線経路などは、開示した図面により、適切に作業を行うこと。なお、図面は秘密保持誓約書の提出時に開示します。

(5) 保守業務

- ア 障害発生時には速やかに対応するものとし、契約期間終了までの保証を付与すること。
- イ 何らかの理由により本機器に障害が発生し、業務の継続が困難となる場合には、代替機等により対応を行い、通常業務に支障が生じないようすること。
- ウ 上記の保守作業は、原則として月～金曜の平日における当日保守とする。

(6) 動作確認

乙は、供給する機器等について契約開始までに、「4（4）機器の設置及び設定作業」を終えた端末の動作確認を行うこと。なお、当該作業に必要な全ての費用は乙の負担とする。

(7) 留意事項

- ア 設置場所での作業は、他の機器及び業務の妨げにならないよう配慮し実施すること。
- イ 機器等の搬入・据付等の作業において、乙の責により甲の施設及び設備等に損壊を生じさせた場合は、乙の責任においてこれを補修すること。
- ウ 作業終了後は、梱包材等の搬出、清掃を行い、移動した机等を元に戻した後、作業完了を甲あてに報告すること。なお、搬出した梱包材等の廃棄は乙が行うこと。
- エ 必要に応じ機器等の取扱について説明を行うこと。
- オ その他関連する作業が必要な場合、甲乙協議のうえ実施すること。
- カ 参考銘柄以外の機器を応札する場合は、参考銘柄と同等の仕様及び機能を有するものとし、担当課から事前に承諾を得ること。

5 セキュリティの保全

乙は、本業務の履行にあたり、「情報セキュリティに関する要求事項」を遵守し、甲の指示に従いセキュリティの保全に努めるものとする。特に、個人情報の保護に留意し、「個人情報取扱特記事項」その他関係法令等を遵守すること。

また、本業務を履行する者、その他の者はその義務の遵守のために秘密保持誓約

書を提出するほか、必要な措置を講じその旨を書面により報告しなければならない。

6 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議し定める。

7 機器等の仕様

(1) 機器名称 ノート型パソコン

項目	仕様
OS	Microsoft Windows11 Pro 64bit 版
CPU	インテル® Core™ i3-1315U プロセッサー相当以上
メインメモリ	8GB 以上のメモリを搭載していること。(空きスロットを有すること。)
ディスプレイ	15.6 型 HD (1366×768) 以上であること。
SSD	内蔵型で 256GB 以上であること。
光学ドライブ	内蔵型で DVD スーパーマルチドライブを有すること。
インターフェイス	<ul style="list-style-type: none">・ 無線 LAN (IEEE802.11ax) を内蔵していること。・ Bluetooth を内蔵していること。
USB ポート	<ul style="list-style-type: none">・ USB Type-C : USB3.2 Gen2×1 以上・ USB Type-A : USB 3.2 Gen1×2 以上 (1 ポートはパワーオフ USB 充電機能付きとする。)
ディスプレイポート	HDMI ポートを 1 ポート装備すること。
キーボード	テンキー付きとし、JIS 標準配列又は OADG に準拠していること。
マウス	内蔵ポインティングデバイスを搭載し、USB 光学式ホイールマウスを付属すること。
質量	2.2 kg 以下であること。
駆動時間	アイドル時で 8 時間以上であること。
ソフトウェア	<ul style="list-style-type: none">(1) Microsoft Office LTSC Standard 2024(2) ウイルス対策ソフト (ビジネス版)(3) Adobe Reader DC(最新版)(4) Microsoft Edge (最新版)
参考銘柄	NEC VersaPro タイプ VE

(2) 機器名称 A4 モノクロレーザープリンタ

項目	仕様
基本的要件	<ul style="list-style-type: none">・ A4 モノクロレーザープリンタであること。・ 両面印刷対応であること。
速度	A4 片面 : 40 頁/分以上 A4 両面 : 20 頁/分以上

用紙サイズ	A4、レター、B5、A5、A5ヨコ、A6
最大給紙量	標準トレイ：670枚以上 手差しトレイ：180枚以上
ランニングコスト	カタログ値：モノクロ3.6円以内
耐久性	60万頁（A4）または5年の早い方
インターフェース	・無線LAN（IEEE 802.11x）を内蔵していること。 ・有線LAN（イーサネット<1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T>）に対応していること。 ・USB2.0×2以上
質量	22kg以下
寸法	幅428×奥行466×高さ408mm以下
参考銘柄	NEC PR-L4M550

（3）機器名称 無線アクセスポイント

項目	仕様
基本的要件	別紙2（セキュリティ要件）の「区分」欄が「必須」の分類は全て要件を満たすこと。
準拠規格	IEEE802.11ax / IEEE802.11ac / IEEE802.11n / IEEE802.11a / IEEE802.11g / IEEE802.11b
無線LANセキュリティ	WPA2-PSK (AES) WPA/WPA2-PSK (AES/TKIP) WPA3-SAE (AES) WPA2/WPA3-PSK (AES) WPA2-Enterprise (AES) WPA/WPA2-Enterprise (AES/TKIP) WPA3-Enterprise (AES) WPA2/WPA3-Enterprise (AES) WEP (64bit/128bit) IEEE 802.1x (PEAPv0/EAP-TLS/EAP-TTLS) Any接続拒否 プライバシーセパレーター MACアドレスフィルター
USB端子	USB Type-A×1以上
VPN機能	有すること。
アクセスモード	インフラストラクチャー mode
保証期間	契約期間終了まで。
ソフトウェア	無線ネットワーク管理システム
その他機器等	認証アプライアンス ※（4）参照
参考銘柄	フルノシステムズ ZFSY-ACERA1320

(4) 機器名称 認証アプライアンス

項目	仕様
基本的要件	(3) 無線アクセスポイントと連携して使用できるもの(セキュリティ要件含む)とし、クライアント認証機能を有するもの
ネットワーク認証機能	Web/MAC/IEEE802.1X 認証機能 RADIUS プロキシ機能 端末ごとの PSK 設定機能 外部 LDAP/AD 認証連携機能
アカウント管理・証明書発行・管理機能	ユーザー、端末、証明書の専用管理画面 グループ(ディレクトリ)単位で管理者の分散が可能 未使用アカウントの自動削除機能 MAC アドレスの自動収集機能 証明書の一括発行、個別発行、ユーザーによる発行申請 外部 LDAP/AD 情報による証明書の発行機能 端末と証明書の 1 対 1 ひも付け管理機能 KeyUsage の自動付与機能
ユーザーツール	Web ベースの利用者向けインターフェース アカウント一括申請機能 申請時に端末情報の自動収集機能 各種メール通知機能 申請通知、有効期限通知(証明書、パスワード)、UPKI クライアント証明書配付機能 証明書インポートツールによるクライアント証明書の配付機能
ハードウェア	メモリ : 8Gb 以上 記憶装置 : SSD (バックアップ用 USB ポート) インターフェイス : LAN (規格は接続機器に準拠)、USB (3.1×1 以上、2.0×1 以上)、RS-232C
運用管理機能	定期自動バックアップ機能 UPS 連携機能 Web サーバー証明書の自動更新機能 (ACME プロトコル) OAuth 2.0 認証対応機能 各種ログ取得、syslog 転送機能 認証デバッグログによる詳細調査、障害解析情報取得機能
参考銘柄	エイチ・シー・ネットワークス Account@Adapter+ V7

(5) 機器名称 PoE ハブ

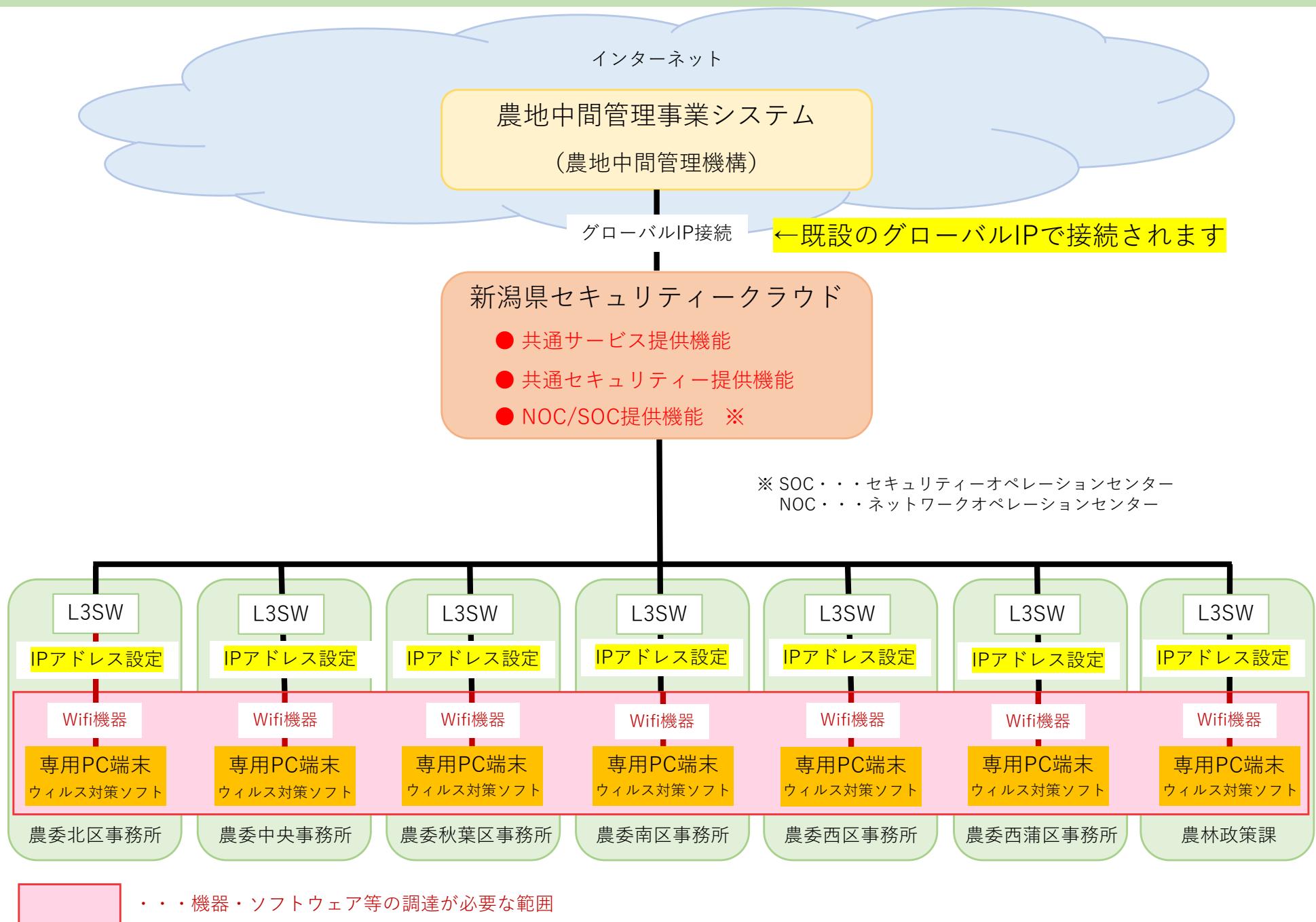
項目	仕様
準拠規格	IEEE 802.3 (10BASE-T) IEEE 802.3u (100BASE-TX) IEEE 802.3ab (1000BASE-T) IEEE 802.3af/at (PoE/PoE+) IEEE 802.3x (Flow control for Full-Duplex)
ポート出力	1 ポートあたり 30W 以上とする。
参考銘柄	サンワサプライ LAN-GIGAPOE52

(6) 機器名称 ケーブル類等

設置場所	住所	PoE ハブ及び無線アクセスポイント間の LAN ケーブル
農業委員会事務局北区事務所	新潟市北区東栄町 1 丁目 1 番 14 号 (北区役所 2 階)	CAT6A (45m 以上) × 1 色指定=水色 (タグ付き)
農業委員会事務局中央事務所	新潟市江南区泉町 3 丁目 4 番 5 号 (江南区役所 3 階)	CAT6A (35m 以上) × 1 色指定=水色 (タグ付き)
農業委員会事務局秋葉区事務所	新潟市秋葉区程島 2009 番地 (秋葉区役所 2 階)	CAT6A (70m 以上) × 1 色指定=水色 (タグ付き)
農業委員会事務局南区事務所	新潟市南区白根 1235 番地 (南区役所分庁舎)	CAT6A (100m 以上) × 1 色指定=水色 (タグ付き)
農業委員会事務局西区事務所	新潟市西区寺尾東 3 丁目 14 番 41 号 (西区役所 3 階)	CAT6A (50m 以上) × 1 色指定=水色 (タグ付き)
農業委員会事務局西蒲区事務所	新潟市西蒲区西中 860 番地 (西蒲区役所岩室出張所)	CAT6A (30m 以上) × 1 色指定=水色 (タグ付き)
農林政策課	新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地 (古町ルフル 6 階)	CAT6A (30m 以上) × 1 色指定=水色 (タグ付き)

※その他、L3 スイッチおよび PoE ハブに接続するケーブル類など、機器設置に必要となる資材についても調達対象に含めること。

接続図



別紙2

● セキュリティ要件

分類	要件	区分
無線セキュリティ規格	WPA2/WPA3 によるセキュリティ規格の採用	必須
認証方式	正規利用者(認められた利用者)のみが無線 LAN に接続されるよう認証サーバを利用した WPA2/WPA3 エンタープライズモードを利用する。 具体的は、当該ネットワークの正規の端末のみに配付した IEEE802.1X のクライアント証明書により認証(ユーザ ID・パスワードを使わない、EAP-TLS 等の機器認証)し、接続を許可する。	必須
正規利用者の管理	無線 LAN の接続状況の可視化やログの収集・保存・分析を実施する。	推奨
	外部からの不正な利用がなされないよう無線 IDS/IPS を導入し、不正な利用や LGWAN 接続系への外部からの侵入を防止する。	必要に応じて検討
アクセスポイントの管理	アクセスポイントの管理者パスワードを適切に設定する。(強固な ID・パスワードの設定、アクセスポイント単位での管理 等)	必須
無線端末同士の通信の防止	無線接続する他の端末に格納されている情報の閲覧を防止し、また端末間の不正プログラム拡散防止のため、無線端末間同士の通信が行われないよう適切な設定を行う。具体的には、アクセスポイントや端末における設定が考えられる。	必須
端末の設定	端末に許可されたアクセスポイントの SSID のみを表示し、接続が可能となるよう設定し、端末からインターネット接続用のアクセスポイント経由で直接インターネットへ接続されないよう徹底する。 (インターネット接続系への接続は画面転送での接続に限る)	推奨
脆弱性の管理	自庁内に設置した各種無線 LAN 機器の構成管理(機器、OS、ソフトウェアの名称やバージョン)を実施するとともに脆弱性情報を収集し、脆弱性が発見された際に、影響度合を判断しながら適時修正パッチの適用を行う。	必須
電波調整・設定	電波の伝搬範囲の適切な設定をする。また、電波状況を監視する。	推奨

※ 区分欄が必須の分類は全て要件を満たすこと。

情報セキュリティに関する要求事項

(目的)

第1条 情報セキュリティに関する要求事項（以下「本要求事項」という）は、甲の情報セキュリティ対策を徹底するために、新潟市情報セキュリティポリシーに基づき、乙が遵守すべき行為及び判断等の基準を規定する。

(用語の定義)

第2条 本要求事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号のとおり新潟市情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

(1) 情報資産

次の各号を情報資産という。

ア 情報ネットワークと情報システムの開発と運用に係る全ての情報及び情報ネットワークと情報システムで取り扱う全ての情報（以下「情報等」という。）

イ アの情報等が記録された紙等の有体物及び電磁的記録媒体（以下「媒体等」という。）

ウ 情報ネットワーク及び情報システム（以下「情報システム等」という。）

(2) コンピュータウイルス

第三者のコンピュータのプログラム又はデータに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムのことであり、自己伝染機能、潜伏機能、発病機能のいずれか一つ以上を有するものをいう。

(3) 一般管理区域

施設内において職員が執務を行う区域を指し、市民等の来庁者が使用する区域は含まない。

(4) 情報セキュリティ管理区域

庁内ネットワークの基幹機器及び情報システムのサーバ等を設置し、当該機器及びサーバ等に関する重要な情報資産の管理及び運用を行うため、情報セキュリティ上、特に保護管理する区域を指す。

(情報資産の適正管理)

第3条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産を適正に管理しなければならない。

(情報資産の適正使用)

第4条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、業務の範囲を超えて使用することがないよう、適正に使用しなければならない。

(情報資産の適正保管)

第5条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、不正なアク

セスや改ざん等が行われないように適正に保管しなければならない。

(情報資産の持ち出し・配布)

第6条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、甲が承諾した場合を除き、その情報資産を、提供等を受けた部署以外に提供してはならない。

2 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を搬送する場合、不正なアクセスや改ざん等から保護すると同時に、紛失等が発生しないよう十分に注意して取り扱わなければならない。

3 乙は、甲から提供等を受けた情報資産のうち、特に重要な情報資産を搬送する場合、暗号化等の措置をとるものとし、暗号化に用いた暗号鍵は厳格な管理を行わなければならぬ。

4 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を甲の庁舎外（出先機関を含む新潟市庁舎の外部のことをいう。以下同じ）へ持ち出す必要がある場合、事前に甲の許可を受けなければならない。この場合、日時及び持ち出し先を明確にしなければならない。

(情報資産の持ち込み)

第7条 乙は、業務上必要としない情報資産を甲の庁舎内（出先機関を含む新潟市庁舎の内部のことをいう。以下同じ）へ持ち込んではならない。

2 乙は、情報資産を甲の庁舎内へ持ち込む場合は、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。

(情報資産の廃棄)

第8条 乙は、第2条第1項第1号イに掲げる情報資産の廃棄、賃貸借期間満了時の返却及び故障時の交換（以下「廃棄等」という）をする場合、事前に甲の許可を受けなければならない。

2 前項の廃棄等の方法は、総行情第77号「情報システム機器の廃棄時におけるセキュリティの確保について」（令和2年5月22日総務省自治行政局地域情報政策室長）の例により情報を復元できないように措置を講じなければならない。

3 乙は、前項の措置を講じる場合は、廃棄等の日時、作業事業者名、作業責任者名、処分方法及びシリアルナンバー等処分機器が特定できる情報等を明確にし、その廃棄等の内容を証するものを作成し、甲に提出しなければならない。

(機器の管理)

第9条 乙は、システムの開発や運用に必要となるコンピュータ等を甲の庁舎内に持ち込む場合は、コンピュータ等に管理番号シールを貼り付ける等により所掌を明らかにしなければならない。

2 乙は、コンピュータ等を甲の庁内ネットワークに接続する際には、事前に甲の許可を受けなければならない。

3 乙は、乙の作業従事者が所有するコンピュータ等を、甲の庁内ネットワークに接続してはならない。

(機器の持ち出し)

第10条 乙は、一旦甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を、甲の庁舎外に持ち出す場合は、事前に甲の許可を得なければならない。

2 乙は、許可を受けてコンピュータ等を甲の庁舎外に持ち出す場合、業務に必要な情報以外を持ち出してはならない。

3 乙は、委託業務の終了等に伴い、甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を撤収する場合についても、第8条と同様とする。

(機器の持ち込み)

第11条 乙は、業務上必要としないコンピュータ及び周辺機器（以下「コンピュータ等」という）を甲の庁舎内へ持ち込んではならない。

2 乙は、コンピュータ等を甲の庁舎内へ持ち込む場合は、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。

(機器の廃棄)

第12条 乙は、甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を廃棄する場合についても、第8条と同様とする。

(コンピュータウイルス対策)

第13条 乙は、コンピュータウイルスの感染を防止するため、必要に応じて対策ソフトによるウイルス検査を行わなければならない。このとき、電磁的記録媒体を使用してファイルを持ち出し及び持ち込む際には、特に注意してウイルス検査を行わなければならない。

(開発環境)

第14条 乙は、情報システムの開発又はテストにおいて開発環境と本番環境を切り分けるものとする。ただし、開発作業による本番環境への影響が少ない場合で、甲が特に指示した場合は、この限りではない。

(試験データの取扱)

第15条 乙は、システム開発又はテストにおいて本番データを使用する際には、事前に甲の許可を得なければならない。

(一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域における入退室)

第16条 乙は、一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域（以下「一般管理区域等」という）に入室する際及び入室中には、名札を着用しなければならない。

2 乙は、特別な理由がない限り、一般管理区域等を擁する施設の最終退出者となってはならない。

(搬入出物の管理)

第17条 乙は、一般管理区域等における、不審な物品等の持ち込み、機器故障又は災害発生を助長する物品等の持ち込みや、機器・情報の不正な持ち出しを行ってはならない。

2 乙は、情報セキュリティ管理区域における搬入出物を、業務に必要なものに限定しなけ

ればならない。

(作業体制)

第18条 乙は、甲に作業従事者名簿を提出し、責任者及び作業従事者を明確にしなければならない。

(報告書・記録等の提出)

第19条 乙は、委託業務に関する作業、情報セキュリティ対策の実施状況及び特定個人情報に係る安全管理措置の遵守状況について、甲に対し報告書を提出しなければならない。

2 乙は、甲の府内ネットワーク及び甲が所掌する情報システムを使用してこの契約を履行する場合、甲に対し情報システムの使用記録及び障害記録を提出しなければならない。

(情報資産の授受)

第20条 乙は、甲と情報資産の授受を行う場合は、甲が指定する管理保護策を実施しなければならない。

(教育・訓練への参加の義務)

第21条 乙は、甲が指示する情報セキュリティ教育及び訓練に参加し、甲が定める情報セキュリティポリシー等を理解し、情報セキュリティ対策を維持・向上させなければならぬ。

(検査・指導)

第22条 乙は、甲が乙の情報セキュリティ対策の実施状況及び特定個人情報に係る安全管理措置の遵守状況を検査・指導する場合は、検査に協力するとともに指導に従わなければならぬ。

2 乙は、甲の府舎外で委託業務を行う場合は、甲の情報セキュリティ水準と同等以上の水準を確保するとともに、その管理体制を甲に対し明確にしなければならない。

(事故報告)

第23条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(指示)

第24条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について、その内容が不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第25条 甲は、乙が本要求事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(疑義等の決定)

第26条 本要求事項について疑義が生じたとき又は本要求事項に定めのない事項については、甲乙協議の上で決定する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約を履行するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定されるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法令及び新潟市保有個人情報の適切な管理のための措置に関する要領（令和6年6月26日制定）を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約の履行に当たって個人情報を収集するときは、この契約の履行に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約を履行するに当たり、個人情報の管理責任者を選任し、事務従事者の管理体制等必要事項について、甲へ書面で報告しなければならない。

3 乙は、この個人情報取扱特記事項の遵守状況について、甲へ定期的に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行に当たって甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第7条 乙は、この契約の履行に当たって甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第8条 乙は、この契約の履行に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知す

るものとする。

(実地調査)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約の履行に当たり、取り扱っている個人情報の状況について隨時実地に調査することができる。

(事故報告)

第10条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指示)

第11条 甲は、乙がこの契約の履行に当たって取り扱っている個人情報について、その取り扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第12条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。